

一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託仕様書

第1章 総則

1 業務の目的

徳島市（以下「本市」という。）が、ペットボトルを適正に処理するために徳島市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市が回収するペットボトルの中間処理を円滑かつ確実に履行し、ボトル to ボトルの水平リサイクルに取り組むことを目的とする。

2 業務概要

一般廃棄物（ペットボトル）中間処理業務委託（以下「本業務」という。）は、本市が回収するペットボトルを受託者が所有する中間処理施設で受入・選別・圧縮・梱包を行い、本市が指定する再商品化の委託契約を締結した事業者（以下「再商品化事業者」という。）へ適切に引渡す業務とする。

3 業務開始時期及び契約期間

- (1) 業務開始時期：提案による（令和8年10月1日を基本とする）
- (2) 契約期間：契約締結日から令和16年3月31日まで
- (3) 履行期間：提案された業務開始時期から令和16年3月31日まで

4 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、本市と協議の上これを定めるものとする。

5 委託料の支払い等

本市は、別途締結する業務委託契約に基づき、各年度の支払い限度額の範囲内において、受託者から業務報告書及び請求書の提出後30日以内に月割りで委託料を支払う。

6 業務報告

業務を行った月の翌月10日までに業務報告書を提出すること。その他、市が業務に関する報告を求めたときは、速やかに報告すること。

第2章 ペットボトルの中間処理

1 中間処理の内容

- (1) 搬入したペットボトルの計量・貯留する業務
- (2) ペットボトルを環境省令で定める分別収集物の基準に満たすものその他のもの（不適合物）を選別する業務
- (3) 選別した分別基準適合物を圧縮・梱包する業務

- (4) 圧縮・梱包した分別基準適合物（以下「ベール品」という。）を再商品化事業者が指定する引取日まで保管する業務
- (5) ベール品を再商品化事業者へ引渡す業務
- (6) ベール品を計量する業務
- (7) 不適合物を徳島東部処分場に搬送する業務
- (8) 上記に付帯するその他必要な業務

2 搬入、貯留、保管及び引渡し

- (1) 中間処理を行う施設において、本市が使用する搬入車両（軽ダンプ、2 t じん芥車及び10 t アームロール車）の荷下ろしが安全かつ滞りなく行えるよう搬出入経路及び場所が整備されていること。
- (2) ペットボトルの搬入量を把握するため、敷地内で搬入車両ごとに搬入量を計量し集計すること。
- (3) 搬出入車両の混雑時や、荷下ろし時などにおける誘導をはじめとした作業の安全対策が講じられていること。
- (4) 搬入したペットボトルは、周辺的生活環境に影響が及ぼすことがないよう集積するとともに、清掃等を実施することで汚れが付着しないように努めるものとし、飛散及び流出する恐れのない施設とすること。さらに、引火、火災、爆発事故などの未然防止に努めること。
- (5) ベール品は、最大積載量が10 t のウイング車による搬出を想定し、保管及び車両への積載が可能なスペースを確保すること。
- (6) ベール品は施設内で再商品化事業者へ引き渡すこと。

3 選別・圧縮業務

- (1) 原則として、環境省令並びに指定法人の定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」の基準を遵守すること。
- (2) 必要な人員及び重機を確保するとともに、本市が搬入するペットボトルを缶・びんや不燃物等と分けて単独処理できる設備（圧縮梱包機、選別ライン等）を設けること。
- (3) 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が定める「PETボトル分別基準適合物（ベール品）の品質ランク区分及び配点基準」において、Aランクと同等の判定になるよう業務精度を高めるよう努めること。
- (4) 圧縮したベール寸法等については、ベール寸法W900mm～1,100mm、H800mm～1,200mm、D1,000mm～1,600mm、ベール重量370kg～500kg、結束材はPPバンド、PETバンド又はスチールバンドとする基準を満たすよう努めるとともに、10 t ウイング車にパレット無しで10 t 以上の積載を想定すること。

4 業務実施基準等

- (1) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、天災、事故、故障などの影響により、履行できなくなった場合の対策を講じること。また、本業務に関わる緊急の対応が必要になった際は、速やかに報告しなければならない。

- (3) 受託者は、委託業務の履行について、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 施設及び作業責任者は、正社員であって、業務内容に精通した者であること。また円滑な業務の履行のために、従業員には必要な教育を行い、各処理工程において無理のない人員配置をすること。

5 その他留意事項

- (1) 施設周囲の生活環境を損なわないよう十分な環境保全対策（ごみ、粉じんの飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出・排水による汚濁等）を講じること。
- (2) 家庭から排出されるペットボトルごみの分別収集の概要
 - ア 市民は地区ごとに定められたペットボトルの収集日に、中身をすすいで汚れを取り除いた状態のペットボトルを、透明又は半透明のごみ袋（最大45ℓ以下）を使用し、当日の午前8時30分までにごみ集積所に排出する。
 - イ 市直営又は本市から委託を受けた業者が、各ごみ集積所から軽ダンプ又は2tのじん芥車で収集し、受託者の中間処理施設に搬入する。ただし、排出総量の約半数は、10tアームロール車に積み替えて搬入する。
 - ウ ペットボトルの収集日は月曜及び火曜で、搬入時間は原則として午前9時から午後3時までの間とする。（12月31日から1月3日は除く）
- (3) ペットボトル搬入量の見込み
令和8年度以降のペットボトル排出量見込みは、年間1,090tと推計する。ただし、令和7年度末まで缶・びん・ペットボトルの3種混合による収集形態であったことから、ペットボトル単体の搬入量は推計値となるため、実際の搬入量を保証するものではない。